

第 1 4 回
会津坂下町農業委員会総会
議事録

令和 6 年 8 月 2 0 日（火） 午後 3 時 0 0 分

会津坂下町役場本庁舎 3 階 大会議室

会津坂下町農業委員会

第14回 会津坂下町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年8月20日（火）午後3時00分～午後4時00分

2 開催場所 会津坂下町役場 3階 大会議室

3 出席委員（8人）・出席推進委員（6名）

1番 鈴木 寿夫

2番 鈴木 清介

3番 渡部 敦

4番 永山 廣隆

5番 渡辺 清栄

6番 木村 行男

8番 五十嵐 朱美

10番 二瓶 義典

坂下地区 小林 雅博

若宮地区 山内 和之

広瀬地区 橋本 善和

川西地区 齋藤 文範

八幡地区 桑原 博之

高寺地区 藤川 将仁

4 欠席委員・推進委員（2人）

7番 渡部 淳

9番 五十嵐 智子

5 遅刻委員（1人）

金上地区 齋藤 嘉美

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 報告第14号 農地法第18条第6項の規定による許可申請について

第4 議案第41号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第42号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第44号 会津坂下町農用地利用集積計画の一部取消しについて

議案第45号 会津坂下町農用地利用集積計画について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 長谷川 裕一

事務局次長 大八木 栄治

係員 高久 佳菜

8 会議の概要

議長	本日は、農業委員会総会を招集いたしましたところ、何かとご多用の折にご出席をいただきまして、ありがとうございます。 それでは、これより出席農業委員の確認をいたします。 只今の出席委員は、7 番渡部委員、9 番五十嵐委員より欠席の届出があり、8 名です。定足数に達しております。 また、本日の総会に出席する農地利用最適化推進委員は、金上地区齋藤推進委員が遅刻のため只今の出席委員は6 名です。 それでは、第 1 4 回農業委員会総会を開会いたします。 まず、前回審議した結果について事務局より経過報告をお願いいたします。
事務局	まず、議案第 37 号の農地法第 3 条の各案件については、申請者に対し許可書を交付済みです。 次に議案第 38 号の農地法第 5 条の各案件についても、申請者に対し許可書を交付済みです。 次に、議案第 39 号の会津坂下町農用地利用集積計画については、町長に対し異議がない旨報告し、総会後の 7 月 23 日に公告し、農用地利用集積計画書の抄本を貸手、借手に送付済みです。 最後に議案第 40 号の会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）については、町長に対し異議がない旨報告し、今月、県に認可される予定となっております。以上報告します。
議長	それでは議事に入ります。本日の議事日程は、前もってお配りしましたとおりであります。 日程第 1「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名委員として、3 番 渡部委員、4 番 永山委員の 2 名を指名いたします。
議長	日程第 2「会期の決定について」を議題といたします。 お諮りいたします。 第 14 回農業委員会総会は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 【異議なしの声あり】

議長	異議なしと認め、会期は本日一日限りと決しました。
議長	日程第 3 報告第 14 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 (事務局朗読)
議長	それでは、事務局に説明を求めます。
事務局	本件は、農地中間管理事業の契約であり、耕作条件不良のため、解約するものです。
議長	事務局報告のとおり受理いたしましたので、ご承知おき願います。
議長	日程第 4 議案第 41 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 (事務局朗読)
議長	1 号案件から 4 号案件について、事務局に説明を求めます。
事務局	1 号案件は、新規就農者である被設定人がこれまで相対で借入した申請地でぶどう栽培を開始しておりましたが、今回正式に賃貸借権を設定するものです。 2 号案件についても、新規就農者である被設定人がこれまで家族間で相対により借入した申請地でパプリカの栽培を開始しておりましたが、今回正式に使用貸借権を設定するものです。 3 号案件は、これまで相対による賃貸借で譲受人が耕作しておりましたが、譲渡人より農地を処分したいとの申し出があり、耕作者である譲受人へ所有権移転するものです。 4 号案件は、譲渡人は農地整理のため、周辺農地を耕作している譲受人へ所有権移転するものです。

議長	1号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
高寺地区 藤川推進委員	1号案件について調査の結果を報告します。設定人・被設定人共に8月15日に電話にて申請地、面積、賃借料について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。1号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件について賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、1号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	2号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
5番 渡辺委員	2号案件について調査の結果を報告します。設定人・被設定人共に家族に、8月15日に電話にて申請地、面積について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。2号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。2号案件について賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、2号案件は原案のとおり許可す

	ることに決しました。
議長	3 号案件について、担当委員不在のため事務局より調査報告を求めます。
事務局	只今不在の齋藤推進委員より調査報告を受けておりますので、代わって報告いたします。 譲渡人・譲受人共に 9 月 7 日に訪問にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり相違なかったとの報告を受けております。
議長	質疑に入ります。3 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。3 号案件について賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、3 号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	4 号案件について、担当委員不在のため事務局より調査報告を求めます。
事務局	只今不在の齋藤推進委員より調査報告を受けておりますので、代わって報告いたします。 譲渡人・譲受人共に 9 月 8 日に電話にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり相違なかったとの報告を受けております。
議長	質疑に入ります。4 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

	【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。4号案件について賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、4号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	ここで、金上地区齋藤推進委員が到着したとの報告を受けましたので、入場を認めます。 (齋藤推進委員 入室)
議長	議案第42号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 (事務局朗読)
議長	本案件について、事務局に説明を求めます。
事務局	申請人、申請地、転用の目的、施設の面積、工事期間及び申請の事由は、議案書に記載のとおりです。 本案件は、申請人は現在、農作業機械や用具を分散して保管しており、作業の効率化を図るため自宅に隣接している当該申請地を農業用具格納庫として転用するものです。 農地転用許可基準の立地基準は、申請地は、住宅に隣接しており、小集団の生産性の低い農地であり、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に該当すると考えられます。 一般基準は、資力については全額自己資金で賄い、申請地を農業用具格納庫にすることに対し、妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は敷地内自然浸透となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはなく、転用の必要性、確実性が認められることから、許可基準に適合していると考えられます。
議長	本案件について、担当委員の調査報告を求めます。

6 番 木村委員	本案件について調査の結果を報告します。8 月 15 日に事務局と共に現地に赴き、周辺農地に影響がないことを確認しました。申請人には同日 15 日に訪問にて、申請地、面積、転用の目的等を聞き取りし、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。本案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本案件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、本案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	議案第 43 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 （事務局朗読）
議長	本案件について、事務局に説明を求めます。
事務局	申請人、申請地、転用の目的、施設の面積、土地代金、工事期間及び申請の事由は、議案書に記載のとおりです。 本案件は、譲受人が住宅を新築するに当たり、通勤条件や上下水道が整備されている当該申請地を住宅用地として転用したいというものです。 農地転用許可基準の立地基準は、申請地周辺は用途区域内にある農地であり第 3 種農地に該当すると考えられます。 一般基準は、資力については自己資金及び住宅借入で賄い、申請地を住宅用地にすることに対し、妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は敷地内自然浸透となっており、周辺農地に

議長	支障を及ぼすおそれはなく、転用の必要性、確実性が認められることから、許可基準に適合していると考えられます。
事務局	本案件について、事務局より調査報告を求めます。
議長	本日欠席の渡部委員より調査報告を受けておりますので、代わって報告いたします。 8月14日に事務局と共に現地に赴き、周辺農地に影響がないことを確認しました。 譲渡人については同日14日に電話にて申請地、面積、転用の目的等を聞き取りし、議案書に記載のとおり相違なかったとの報告を受けております。 また、町外在住の譲受人につきましては、申請の代理人を務める行政書士へ確認済みです。
議長	質疑に入ります。本案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本案件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、本案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	議案第44号「会津坂下町農用地利用集積計画の一部取消しについて」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。 (事務局朗読)
事務局	1号案件、2号案件は、今年の5月の農業委員会総会において、会津坂下町農用地利用集積計画について提案し、ご審議いただ

	いた案件です。 取消の理由としては、集積計画の公告後に、当該農地が未相続であり、1号案件の貸手が登記名義人ではないことが判明したことから、取消しについてお諮りするものです。 議決後、町長に取り消しを請求し、取消し公告を要請するものです。 当該農地の今後については、相続登記完了後に改めて契約することとなっております。
議長	質疑に入ります。本件について、ご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本案件について、原案のとおり取消しすることに賛成の委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、本案件は原案のとおり取り消しすることに決定しました。
議長	議案第 45 号「会津坂下町農用地利用集積計画について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 (事務局朗読)
議長	所有権移転について事務局に説明を求めます。
事務局	所有権移転の1号案件から3号案件は、農地中間管理機構特例事業での売買であり、8月8日に農用地利用調整会議を開催しました。 1号案件は広瀬地区の田 17,995 m²を 10a 当たり 750,000 円で、公社から広瀬地区の認定農業者へと売り渡すものです。 次に2号案件は、金上地区の田 1,638 m²を 10a 当たり 750,000

	円で、公社から金上地区の農業者へと売り渡すものです。 次に3号案件は、金上地区の畑745㎡を10a当たり200,000円で、公社から金上地区の認定農業者へと売り渡すものです。
議長	所有権移転の1号案件から3号案件については、農用地利用調整会議を行っておりますので、それぞれ担当委員より報告を求めます。 まず、1号案件についての報告をお願いします。
8番 五十嵐委員	1号案件について調整の結果を報告します。8月8日に開催されました、農用地利用調整会議に参加し、移転面積、対価総額等について、議案書に相違ないことを確認しました。
議長	質疑に入ります。1号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 1号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、1号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。
議長	2号案件についての報告をお願いします。
金上地区 齋藤推進委員	2号案件について調整の結果を報告します。8月8日に開催されました、農地利用調整会議に参加し、移転面積、対価総額等について、議案書に相違ないことを確認しました。
議長	質疑に入ります。2号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

	【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 2 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、2 号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。
議長	3 号案件についての報告をお願いします。
金上地区 齋藤推進委員	3 号案件について調整の結果を報告します。8 月 8 日に開催されました、農地利用調整会議に参加し、移転面積、対価総額等について、議案書に相違ないことを確認しました。
議長	質疑に入ります。3 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。
	【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 3 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、3 号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。
議長	以上をもって、本日の総会に付議されました案件は、すべて審議を終了しました。 これをもって、第 14 回農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は真正なることを証するため、ここに署名する。

令和6年8月20日

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会会長

署名委員

署名委員